

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく一般事業主行動計画 学校法人大妻学院

学校法人大妻学院は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づき、教職員それぞれが目指す“活躍”の定義に応じた支援及びライフステージに応じた働き方を実現できる環境の整備を目指すため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間：2026年4月1日から2030年3月31日までの4年間

2. 課題

- (1) 管理職に占める女性比率（全職種平均）は年々上昇傾向にあり、政府目標の30%を上回ったが、大学院・大学・短大及び4つの中学・高等学校を擁する女子の総合教育機関として、活躍のひとつの指標となる管理職を目指す女性教職員の増やし、女性の管理職比率をさらに上昇をさせること。
- (2) 女性の職業生活における活躍のためには、男女ともに仕事と家庭生活の両立を図ることができるよう、所定外労働時間を減らすこと。

3. 目標と取組内容・実施時期

女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供

目標1：管理職に占める女性教職員の割合を35%以上にする。

<取組内容>

2026年4月～2030年3月

- ・今後のキャリアプランの把握やライフステージに応じた働き方の希望を管理職による面談等を通じて聴取し、必要な支援をする。
- ・管理職希望者への意欲喚起や情報交換等を行う。
- ・管理職養成に係る研修を充実させる。

職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備

目標2：所定外労働時間を月平均1人当たり7時間以内とする。

<取組内容>

2026年4月～2030年3月

- ・教職員のスキルアップと事務組織における業務の効率化を推進する。
- ・各部門の所定外労働時間の推移を確認し、人員の適性配置について適宜見直しをする。
- ・人事担当部門だけでなく、各部門の管理職によるタイムマネジメントを強化する。